

水道キャラバン実施等業務委託に係るコンペ実施要領

本実施要領は、東京都水道局（以下「委託者」という。）が実施する「水道キャラバン実施等業務委託」の契約予定者を選定する企画コンペティション（以下「コンペ」という。）に参加を希望する者（以下「参加者」という。）が提出する企画書の必要記載事項及び作成上の諸注意を示したものである。参加者は本実施要領に従い企画書を作成して提出する。

1. 目的

本件は、当該業務の安定的な履行を確保するとともに、小学生や親子、地域住民等に対して水道への理解を深めてもらうべく、出前授業及び出前講座を中心とした広報施策を展開するに当たり、学習効果を高めるための演出手法や、効率的・効果的な広報手法、今後3か年の着実な実施体制の構築及び実施を図っていくための持続可能な方策等について、最良の提案を選定することを目的として実施するものである。

2. 業務内容

(1) 委託内容

委託内容は、仕様書（案）のとおりとする。ただし、契約時の委託内容は、コンペにおいて契約予定者から提案された企画内容を反映させて、変更する場合がある。

(2) 履行期間

契約確定の日の翌日から令和12年3月31日まで

(3) 費用の上限額

1,485,820,000円（税込）

3. 応募資格

本コンペに参加を希望する者は、次の条件を満たしていることを必要とする。

- (1) 東京都における令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加者資格名簿に登録があり、営業種目120「催事関係業務」又は115「広告代理」における等級が「A」に格付けされていること。
- (2) 都内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、委託者の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (3) 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱（平成22年11月5日付22水経契第368号）第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でない者であること。
- (4) 以下のいずれかの認証を取得していること。
 - ア プライバシーマーク
 - イ ISO/IEC27001又はJISQ27001

4. コンペ参加手続き等に関する事項

(1) 参加申込

本コンペに参加を希望する者は、令和8年7月17日（金曜日）午後12時までに、以下の書類を電子メールで送信するとともに電話連絡すること。メールの件名には、「【参加申込】水道キャラバン実施等業務委託」と記載すること。参加可否については、受け付けた日の翌日から3営業日以内に申込書に記載されたメールアドレス宛に回答する。

- ・別紙1「応募届」
- ・令和7・8年度東京都物品買入れ等競争入札参加者資格受付票の写し
- ・3(2)を確認できる業務全体の実施体制を明記した体系図
- ・3(4)の付与適格決定や認証を受けていることが確認できる登録書等の写し

参加が認められた者には、企画提案書作成の際の参考資料として、以下の書類を保存したCD-Rを貸与する。

- ・令和6年度及び令和7年度に実施した学校キャラバン及び地域キャラバン（子育て向け）のアンケート結果
- ・「おうち水道キャラバン」のアクセス数等のデータ

(2) 質問受付

本業務に関する質問は、電子メールにて受け付ける。受付期間は、令和8年7月21日（火曜日）午前9時から7月24日（金曜日）午後4時までとする。別紙2「質問票」に質問事項を記入し、メールの件名には、「【質問】水道キャラバン実施等業務委託について」と記載すること。また、質問を送信後に電話連絡すること。

質問に対する回答は、令和8年8月7日（金曜日）までに、本企画コンペ参加者宛て全員に行う。

(3) (1) 及び (2) の提出先

東京都水道局サービス推進部サービス推進課（広報担当）

メール suitekikun@waterworks.metro.tokyo.jp

電話 03-5320-6326

5. 企画提案に関する事項

本委託業務は、令和9年度から令和11年度の3年間において、子供たちやその保護者、子育て中の保護者、一般の地域住民に水道への理解を深めてもらうための各種広報事業である。各事業を包括して運営することのメリットを活用し、シナジー効果や計画性、戦略性を持たせた具体的な企画を提案すること。

企画書の作成に当たっては、仕様書（案）の内容を十分に理解したうえで、以下に掲げる事項について必ず記載すること。なお、指示のない事項についての企画及び提案を記載することは妨げない。また、極力、専門用語を使用せず、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、分かりやすい内容とすること。さらに、企画提案等を実施するために国家資格、

特定の経歴等が必要となる場合や、使用する特許、設定する権利等がある場合は、その内容を明記すること。

(1) 企画書への必要記載事項

ア 企画提案のコンセプト

- ・現状の課題を的確に把握したうえで、委託者の目的達成に相応しく効果的な提案内容とする。
- ・複数年度にわたる実施及び各事業を包括して運営することのメリットを活用し、シナジー効果を発揮するための、効果的かつ具体的な企画を示すこと。
- ・本委託業務に必要な全ての経費を見積り、経費の内訳を示すこと。

イ 各事業の取組

次の事項について、具体的に提案すること。

(ア) 学校キャラバンに関する業務

- ・実施想定校数を達成するに当たっての提案
- ・ウェブ申込促進に当たっての提案
- ・過年度未実施校、未実施施設等呼び込む提案
- ・授業を進行する上での演出（手法、構成等）
- ・児童が主体的に参加し、考えさせる体験型のコンテンツ
- ・特設 HP「おうち水道キャラバン」を活用し相乗効果を図る工夫

(イ) 授業後に配布するノベルティ地域キャラバン（子育て向け）に関する業務

- ・実施想定回数や参加想定人数を達成するに当たっての提案
- ・講座を進行する上での演出（手法、構成等）
- ・保護者が集中して受講でき、記憶に残す工夫

(ウ) 実施後に配布するノベルティ「おうち水道キャラバン」に関する業務

- ・新規流入や再訪率を促進するような、PV 数増加に当たっての提案
- ・コンテンツ、構成、デザイン、レイアウトの企画
- ・学校キャラバンでの活用方法
- ・セキュリティ対策

(エ) 学校キャラバン夏休みイベントに関する業務

- ・夏休みの自由研究課題となるようなコンテンツの企画
- ・小学生とその親を一組とし、親子で楽しく水道への理解を深めることができる内容
- ・子育て世代に人気な著名人やインフルエンサーの活用
- ・申込促進に当たっての提案
- ・ライブ配信及びそのアーカイブについて、視聴数増加に当たっての提案

(オ) 小学校社会科学習資料「わたしたちの水道」デジタル版作成に関する業務

- ・コンテンツ、構成、デザイン、レイアウトの企画
- ・音や動画が流れるなど子供の理解を促進させる工夫

- ・特設 HP や訪問授業等での活用を想定した工夫

ウ 効果検証

(ア)各事業の効果測定方法について、具体的に提案すること。

(イ)PDCAサイクルの仕組及び手法

(2) 企画書の様式等

- ・A4判、横書きとする（図表等は必要に応じ、A3版折込みも可）。

- ・両面印刷とし、表紙、目次等を除いた実質的なページ数を80ページ（40枚）以内とする。

- ・「会社名」及び「会社名が判明すると推測できる事項」を記載しない。

- ・製本をせずにダブルクリップ留めとする。

- ・表紙には、委託者が指示する「固有の記号」を記載すること。「固有の記号」については、別途通知する。

- ・企画書の内容をまとめた概要（A4判両面印刷、4ページ（2枚）以内）についても別途作成の上、提出すること。

(3) 企画書等の提出

参加者は、次により関係書類を提出すること。

ア 提出期限 令和8年8月10日（月曜日）正午

イ 提出方法

東京都水道局サービス推進部サービス推進課（都庁第二本庁舎23階北側）に直接持参すること。

ウ 提出物

(ア)企画書：9部

(イ)企画書概要：9部

(ウ)(ア)及び(イ)を全て収録したCD-R：1枚

6. 審査会の開催

審査会は、委員長を含む過半数の委員若しくはその代理の出席をもって開催する。審査の際は、企画提案書等に基づき、参加者によるプレゼンテーションを実施する。

(1) 審査日時等

ア 日時 令和8年8月24日（月曜日）。時間については別途通知する。

イ 場所 都庁第二本庁舎23階会議室。詳細な場所については別途通知する。

(2) 審査方法

- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

- ・プレゼンテーションはモニターを用いて実施すること。モニターは委託者が用意するが、説明に使用するパソコンは参加者が用意すること。モニターの接続端子はHDMIを用いること。

- ・審査時間は、1社当たり50分（説明35分、質疑応答15分）とする。なお、都合により

1社当たりのプレゼンテーション時間を変更することがある。

- ・審査会への出席は、各社3名以内とする。
- ・参加者が1社のみであった場合にも、選定委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価する。

(3) 審査基準

以下に掲げる項目について審査し、最も点数の高い企画提案を採用する。ただし、各評価項目において、5段階評価中、2以上であることを必要とし、一項目でも評価1の項目があった提案書は採用しないこととする。

審査項目 (配点： 点数×比重)	審査観点
企画提案のコンセプト (10点： 5点×2)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の課題を的確に把握したうえで、委託者の目的達成に相応しく効果的な提案内容となっているか。 ・実施方法に工夫や独自性があるか。 ・手法などに無理がないか。目的達成の実現性はあるか。 ・学校キャラバン、特設ホームページ、夏休みイベント、「わたしたちの水道」デジタル版の各事業を連携させ、相乗効果を図るための具体的な方策が記載されているか。 ・実現可能なコストが積算されているか。
学校キャラバン (30点： 5点×6)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施想定校数を達成するに当たっての提案に実現性はあるか、達成に向けた具体的なプロセスの記載があるか。 ・小学四年生が、水が届くまでに様々な施設や人の苦勞があって、当たり前のように使うことができていることを理解することを通して、水を大切にす気持ちが高めることができる授業となっているか。 ・授業を進行する上で、児童の興味、集中力が持続し、印象に残るような、効果的な手法や構成等が具体的に示されているか。 ・児童が主体的に参加できる工夫がされているか。 ・児童がわかりやすい体験型のコンテンツが設けられているか ・時代に合った授業の手法が取り入れられているかどうか ・児童との対話の時間が設けられているか。 ・授業後に配布するノベルティは、児童の興味を引き、授業内容の復習に役立つツールとなっているか。
地域キャラバン(子育て) (20点： 5点×4)	<ul style="list-style-type: none"> ・実施想定回数や参加人数を達成するに当たっての提案に実現性はあるか、達成に向けた具体的なプロセスの記載があるか。 ・伝えたい内容が保護者に伝わる工夫がされているか。 ・保護者が集中して受講でき、記憶に残る工夫がされているか。

	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者用ノベルティ（デジタルコンテンツ等）は、日々の生活の中で活用でき、講座内容を復習、補完できるような工夫がされているか。
おうち水道キャラバン （15点：5点×3）	<ul style="list-style-type: none"> ・新規流入や再訪率を促進するような、PV数増加に当たっての提案に実現性はあるか、達成に向けた具体的なプロセスの記載があるか。 ・大人向けページ、キッズページとも、キャラバンの復習及びさらなる学習や情報収集に活用できるコンテンツとなっているか。 ・キャラバン未参加者でも楽しみながら水道への理解を深められるようなコンテンツが提案されているか。 ・キッズページは、子供の視点を取り入れたコンテンツになっているか。 ・キッズページは、子供だけで理解できる内容になっているか。 ・家庭等への波及効果があるよう工夫がされているか。 ・仕様書（案）に定めるセキュリティ対策が明記されているか。
学校キャラバン夏休みイベント （10点：5点×2）	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント内容が企画主旨に沿っているか。 ・夏休みの自由研究課題の題材となるようなコンテンツの企画となっているか。 ・夏休みに親子で参加する機会を捉えた魅力的な提案内容となっているか。 ・イベント申込数促進に向けた提案に実現性があるか ・著名人やインフルエンサーについて、当事業に適した人選をしているか。 ・ライブ配信及びそのアーカイブについて、視聴数増加に当たっての提案に実現性はあるか。
「わたしたちの水道」デジタル版 （5点：5点×1）	<ul style="list-style-type: none"> ・先生が授業で使いやすく、授業の進行を補助するものとなっているか。 ・小学四年生が水道の仕組みや水の大切さについての理解を促進するものとなっているか。 ・音や動画が流れるなど子供の理解を促進させる工夫がされているか ・特設HPや訪問授業等での活用を想定した工夫がされているか
効果検証 （10点：5点×2）	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度に、より充実させた事業を実施していくために、PDCAサイクルの確立を念頭に置いた効果検証の手法が提案されているか。 ・各事業に対する分析方法について、具体性、実効性があるか。

（4） 審査結果の通知

審査結果については、書面により審査後5営業日以内に各参加者宛てに別途通知する。

7. その他

（1） 応募に係る費用は、全て応募者負担とし、委託者は一切費用を負担しない。

- (2) 提出物は、返却しない。
- (3) 選定された企画提案の提出物に係る所有権及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条の定める権利を含む。）については、委託者に帰属するものとする。
- (4) 企画提案の作成及びその実施に当たり第三者の権利に係る著作物を利用する場合には、当該著作物に係る一切の権利処理は、参加者の費用及び責任において行うものとする。
- (5) 企画提案の内容は、6（3）に示した条件を満たす企画提案の特定を目的としたものであり、委託者は、当該企画提案の一部について予算内で修正することができる。
- (6) 委託者から提供を受けた一切の書面及び電磁的記録、並びにその他の情報を、このコンペ以外の目的に使用してはならない。
- (7) 審査内容に係る質問には、一切応じない。
- (8) 詳細については、委託者の指示に従うこと。
- (9) 水道キャラバン実施等業務委託の仕様書は、企画コンペで最優秀企画として特定された提案及び仕様書（案）を基に、委託者が作成する。

8. 問合せ先

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 23 階北側

東京都水道局サービス推進部サービス推進課（広報担当）

電話：03-3520-6326、メール：suitekikun@waterworks.metro.tokyo.jp